

今月の人権カレンダー

11月児童虐待防止月間

11日：世界平和記念日
11日：介護の日
20日：世界子どもの日
25日～26日：全国人権・同和教育研究大会
25日～12月1日：犯罪被害者週間



オレンジリボンは、児童虐待防止運動のシンボルです。
「子ども虐待のない社会をめざして」家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い理解を得ることができるように取り組んでいます。
児童相談所虐待対応ダイヤル
「189 (いちはやく)」

11月の予定

2日(木)：にこにこサロン 10:30～	17日(金)～19日(日)
12日(日)：みんなの料理教室 10:00～	第34回福吉解放文化祭 9:00～
14日(火)：スマホ教室 10:00～	21日(火)：よろず会議 10:00～
16日(木)：フラワーアレンジメント教室 19:00～	



みんなの料理教室

日時：11月12日(日) 10:00～12:00
場所：はばたき人権文化センター
講師：ペティ・ミカエルさん
参加費：無料
フランスの家庭料理を作ります。
申し込み締め切り11月6日(月)
※先着15名
エプロン・三角巾をご持参ください。
マスク着用のご協力をお願いします。



※申し込み・お問い合わせ先：はばたき人権文化センター 電話：0858-22-0232

フラワーアレンジメント教室

日時：11月16日(木) 19:00～20:00
場所：はばたき人権文化センター
参加費：1,100円(当日集金)
申し込み締め切り11月10日(金)
※先着8名

みなさんの参加をお待ちしております。



生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ。悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130
はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行：はばたき人権文化センター
住所：〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話：0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail：habataki@ncn-k.net

11月号 NO.431 (2023年11月1日発行)

3年ぶりに開催します！

第34回 福吉解放文化祭

テーマ「つながろう 人の輪」

コロナ禍の中、人とひとのつながりが希薄になった3年間でした。今一度、お互いを思いやり、相手を理解する気持ちを大切に、地域のつながりを深め、部落差別をはじめ、さまざまな差別をなくしていきたい。

11月17日(金)～19日(日) (終日作品展開催)
時間：9:00～17:00 (19日は14:30まで)
会場：はばたき人権文化センター・福吉児童センター
主催：福吉解放文化祭実行委員会

- 18日(土) 11:30～ うどん無料サービス(150食限定)
13:30～ 人権問題講演会
- 19日(日) 11:30～ バザー販売
さつまいもスティック(無料サービス 数量限定)、
焼きそば(150円)、からあげ丼(250円)、
ジュース・コーヒー(100円)、豚汁(100円)、
ポップコーン、フリーマーケット等

人権問題講演会 演題：「終活について」

日時：11月18日(土) 13:30～
場所：2階 福吉児童センター 遊戯室
講師：西川 洋一さん(行政書士)

「終活」とは、身の回りを整理しながら、自分自身のことを客観的に見つめ直し、身じまいをする「人生の終わりのための活動」です。

家族の負担を減らす、自分自身の生活の見直しにつながる、相続問題を防ぐためにも、ぜひこの機会に一緒に考えてみましょう。

聖テレジアこども園、ひまわり保育園、明倫小学校、社小学校、西中学校の児童・生徒の作品、福吉児童センターの子どもたち、にこにこサロンの参加者や地域の福祉施設、地域住民の方々にご協力をいただき、みなさんの作品を展示いたします。

センターのお便り以外に、「福吉解放文化祭」のチラシを別途、回覧・配布させていただき詳細をご案内します。どうぞよろしくお願いいたします。



「10月 こんなことしました」

10日(火)スマホ教室：「マイスタンプを作ろう」について学びました。世界に一つの自分だけのスタンプが作れたらどんなに素敵でしょう。そんな思いで作り方を学びました。



5日(木)・19日(木)にここサロン：解放文化祭に向けての作品づくり②参加者の方からお知恵をいただいて、みなさんで楽しみながら作りました。出来あがり、解放文化祭でご覧ください。



14日(土)子ども料理教室：ガパオライスづくり

タイ料理のガパオライス、みんな初めての料理にドキドキ、わくわく。今回は野菜のみじん切り、「いつもより細かく刻む」に挑戦しました。



14日(土)解放文化祭に向けて住民みなさんで作品づくり「洗濯バサミでつくる動物クリップ」

使うことがもったいないくらいの可愛いクリップができました。

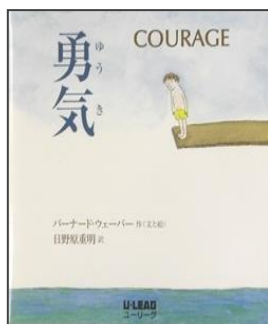
＜11月のおすすめの本＞

『教育虐待 ～毒親と追いつめられる子どもたち～』

著：おおた としまさ 出版：ディスカバー携著

社会問題化しつつある「教育虐待」の実態に教育ジャーナリストが迫る。教育虐待とは、「あなたのため」という大義名分のもとに親が子どもに行き過ぎた「しつけ」や「教育」のこと。子どもの許容限度を超えて勉強や習い事をさせるなど、親が過干渉し、結果が悪いと暴力につながることもある。

「あなたのため」という言葉を武器に追いつめる親と、「生きづらさ」を感じて自分らしく生きられなくなった子どもたち。どこまでの厳しさは許されて、どこまでが「教育」、「しつけ」なのか…。教育虐待を受けて育つとどうなるのか…。教育熱心と教育虐待の境目はどこなのか…。自分自身を振り返ってみましょう。



『勇気 (COURAGE)』 作・絵：バーナード・ウェバー

訳：日野原重明 出版社：ユーリーグ

嫌いな野菜も、いやなおかずを食べるのも勇気。口げんかしても、自分の方から仲直りするのも勇気。高いダイビング・ボードから飛び込む勇気。人との別れに耐える勇気。「思いやり」や「花を大切にすること」も…。こんなにいろいろな勇気があるんだ。

私たちの周りにはたくさんの「勇気」であふれていることに気づきます。目の前の小さなことに「勇気」を持って行動すること。その積み重ねが大切なのかもしれませんね。聖路加国際病院院長であった故日野原重明さんの「夢を見るのも勇気」と一文が添えられています。

11月は児童虐待防止推進月間 ～児童虐待は子どもへの重大な権利侵害～

「児童虐待防止法」が2000(平成12)年11月に施行されたことから、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、社会全体で解決すべき重要な問題として、深い関心と理解を得ることができるよう、関係機関・団体等の協力を得て、児童虐待防止のための広報・啓発を集中的に行うものです。

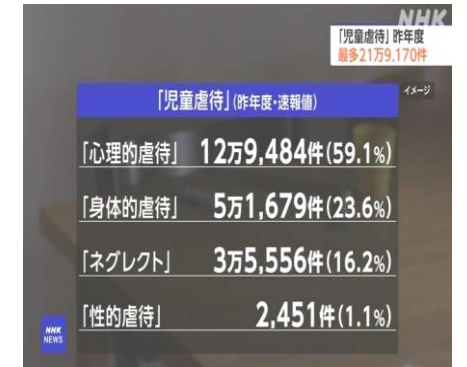
2022年度、児童虐待を受けたとして、児童相談所が相談を受けて対応した件数は、速報値で21万9170件で、過去最多となりました

右記のNHKのデータから分かるように、**心理的虐待**が最も多く、暴言を吐く、拒絶、無視、面前での兄弟・姉妹や配偶者への暴力を振るう、兄弟・姉妹で差別するなどして、子どもに精神的苦痛を与えています。

次に、**身体的虐待**が全体の4分の1近くで、子どもの身体へ暴力を振るっています。最近では、首を絞める、投げ落とす、火傷を負わせる、縄で縛る等、耳を塞ぎたいほどの報道があります。

3番目に**ネグレクト(育児放棄)**があがっています。食事を与えない、風呂に入れない、病院に連れていかない、車に放置する等があります。

鳥取県内において2023年度は、心理的虐待62件、身体的虐待61件、ネグレクト23件、性的虐待2件の合計148件で、2022(令和4)年度より13件増加しています。子どもの年齢としては、3歳、7歳～14歳が多く発生しています。



ジャニー喜多川の性暴力被害の件で報道があったように、数十年の間、1,000人に近い人数の少年が、性暴力被害にあっていたことが明るみに出ました。特に性的虐待については、公になっている数字は氷山の一角であると言えます。少年や少女たちが、親や継父・母、義兄弟・姉妹等の親族や、地域の大人から受けている性暴力被害については、なかなか声を上げられないことが多いと思います。

そんな子どもたちに出会ってきましたが、彼らは、どうにもならないと声を上げることを諦めてしまっていました。自分の無力さを感じざるを得ませんでした。

児童虐待や性暴力被害を予防するために、自分の身体の仕組みを知ること、他者を好きになり愛するとはどういうこと、身体を大切にすること、産み育てることとはどういうことなのか、乳児の時から系統的に成長発達に応じた性教育、性暴力被害を予防する教育が必要だと考えています。従来からの教育+科学的、生物学的アプローチも含めて行うことで、お互いの身体を守っていけるのではないのでしょうか。親も同時に育てていけるのではないのでしょうか。

児童虐待相談対応件数の増加や子育て困難世帯の顕在化を受け、子どもの包括的支援体制を強化することを目的として、「児童虐待防止法」が2020(令和2)年に改正。児童福祉法も2022(令和4)年6月に成立した改正児童福祉法が、2024(令和6)年4月から施行になります。子ども子育て支援が、国、各地方自治体の力によって包括的支援体制が整えられ、実効性の高いものになることを願い、地域においても未来を担う子どもたちが、自立した人として社会の構成メンバーとなり力を発揮できるよう、協力して子どもや子育て家庭の支援をしていけるよう努力していきましょう。

虐待が疑われる子ども、または状況を発見した場合は児童相談所対応ダイヤル「189(いちばやく)」に電話をかけてください。(通話料無料) あなたの電話で助かる命があります！
人権文化センターへご相談いただいてもよろしいですよ。